

答申第86号

(諮問第107号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年3月25日付けで行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成27年3月11日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇月〇〇日に大分県人事課健康サポートセンターの主幹、保健師と両親の相談記録のうち、私に関する情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報として「相談カード（平成〇〇年〇月〇〇日）」に記録されている異議申立人に関する情報を特定した上で、一部開示決定を行い、平成27年3月25日付けで異議申立人に通知した。

(不開示理由)

条例第15条第2号に該当するため

(両親から聞き取った内容であり、開示請求者以外の個人に関する情報が記録されているため。)

条例第15条第3号に該当するため

(相談者に関する評価等に関する情報が記録されており、これらを開示することにより、将来の同種の事務において被相談者が相談者等から誤解や非難、反発等を受けることを懸念して評価等を率直に記載することをためらうなど、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)

条例第15条第7号に該当するため

(請求者の健康管理に当たり、請求者以外の第三者から収集した情報等が記載されており、これらを開示することにより、将来の同種の事務において、第三者が情報の提供をためらい必要な情報を得られなくなる等、人事管理に係る事務に関し、支障を及ぼすおそれがあるため。)

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の一部開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第6条の規定により、平成27年3月31日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行った全ての情報の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該文書は異議申立人本人に関する情報であり、全ての個人情報について開示することが妥当である。
- (2) 相談カードに書かれた相談者は異議申立人の両親であり、以前から両親が了解して開示を希望していた内容であり、両親に不利益を及ぼすものではない。両親が相談した内容について、異議申立人は両親から話を聞いて知り得ていて、両親は開示に同意しているので、開示すべきである。
- (3) 大分県個人情報保護条例第3号、第7号に該当するという主張は、一般的な文言でしかなく、具体的に何も書かれていないため、開示すべき内容である。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

一部開示決定した相談カードは、異議申立人の両親から異議申立人の職場復帰に係る相談を受けた総務部人事課健康サポートセンターの職員がその後の健康管理に活用するために、相談内容及び対応方針等を記録したものである。

相談カードのうち表面の「これまでの経過」及び「現状」については、人事課健康サポートセンターの職員が異議申立人の両親から聞き取った内容であり、開示請求者以外の個人に関する情報に当たると認められる。

なお、相談カードの表面の「分析・判断」及び「相談者の反応」については、相談を受けた職員の相談者に関する評価等に係る情報が記録されており、これらを開示することにより、将来の同種の事務において被相談者が相談者等から誤解や非難、反発等を受けることを懸念して評価等を率直に記載することをためらうなど、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、相談カードの裏面については、異議申立人の〇〇時のエピソードとともにこのことに対する見解が記載されている。

よって、相談者に関する評価等に関する情報が記録されており、これらを開示することにより、将来の同種の事務において被相談者が相談者等から誤解や非難、

反発等を受けることを懸念して評価等を率直に記載することをためらうなど、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、請求者の健康管理に当たり、請求者以外の第三者から収集した情報等が記載されており、これらを開示することにより、将来の同種の事務において、第三者が情報の提供をためらい必要な情報を得られなくなる等、人事管理に係る事務に関し、支障を及ぼすおそれがあると認められる。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 条例第15条第2号、第3号及び第7号について

条例第15条第2号は、開示しないことができる個人情報として「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。また、同号ただし書イにより、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については開示することとされている。

なお、同条第3号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより、事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることをいい、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

同条第7号は、開示しないことができる個人情報として「県の機関、(略)が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、(略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、開示により本人が受ける利益とを衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「お

それ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

2 条例第15条第2号該当性について

相談カードの表面の「これまでの経過」欄及び「現状」欄には、人事課健康サポートセンターの職員が異議申立人の両親から聞き取った異議申立人の状況などが記録されている。相談内容は、異議申立人に関する内容ではあるが、異議申立人の両親の情報でもあり、「開示請求者以外の個人に関する情報」に当たることから条例第15条第2号に該当すると認められる。

これに対し、異議申立人は、両親が相談した内容について、異議申立人の両親から聞いており、両親も開示に同意していることから、開示すべきであると主張している。

そこで、検討するに、条例第15条第2号ただし書イに定める「慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報」については、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されている情報をいうものであり、当該情報と同種の情報を本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的事例にとどまる限り「慣行として」には当たらないものと解釈されている。

このため、仮に、本件不開示情報が異議申立人に伝えられ、あるいは本件不開示情報を異議申立人に伝えることについて同意が得られていたとしても、このことは個別的な事例にとどまるものであり、開示請求者が慣行として知り得る情報とは言えず、本件不開示情報は条例第15条第2号ただし書イには該当しないと認められる。

3 条例第15条第3号該当性について

相談カードの表面の「分析・判断」欄及び「相談者の反応」欄並びに相談カードの裏面については、審査会で当該公文書を見分したところ、「分析・判断」欄及び「相談者の反応」欄には、相談等に対応した職員の両親に対する感想や評価までが記載されている。また、相談カードの裏面には、職員が健康管理を目的として異議申立人以外の関係先から入手した相談内容に関連した情報及びそれに対する職員の評価等が記録されている。

このような情報は、相談者の評価や認識と必ずしも一致しない場合があることが予想されるため、当該部分を開示することになると、相談者等から誤解や反発、非難等が生じるおそれがあると認められる。この結果、職員が当たり障りのない表現で記載するなど、記載内容が形骸化・画一化することにより、相談者に対する適切な評価が行い得なくなり、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第15条第3号に該当すると認められる。

4 条例第15条第7号該当性について

相談カードの裏面には、職員が健康管理を目的として異議申立人以外の関係先

から入手した相談内容に関連した情報が記載されている。このため、不開示部分を開示することとなると、関係先が本人からの非難等を懸念し情報の提供をためらった場合、実施機関は必要な情報を得られなくなり、同種の事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。また、入手した情報の記載に当たり、職員が誤解や反発、非難等が生ずることを懸念して、当たり障りのない表現で記載する等、記載内容が形骸化・画一化することになり、相談者に対する適切な評価が行い得なくなり、人事管理上、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第15条第7号に該当すると認められる。

5 結論

以上のことから、本件不開示個人情報情報は条例第15条第2号、第3号及び第7号に該当し、実施機関が一部開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年4月 7日	諮 問
平成27年7月29日	事案審議（平成27年度第4回審査会）
平成27年8月26日	事案審議（平成27年度第5回審査会）
平成27年9月30日	答申決定（平成27年度第6回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	前大分県商工会議所連合会専務理事	会長代行
松 尾 和 行	大分合同新聞社上席執行役員 論説編集委員室長兼編集委員長	
芥 川 美 佐 子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭 一 郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
竹 内 敏 夫	元大分市植田支所支所長補佐	